

令和7年12月 白杵市農業委員会定例総会議事録

令和7年12月8日（月）午前9時30分より、白杵市役所野津庁舎 3階会議室において、会長が12月定例総会を招集した。
本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長 小橋 委員 会長

1番 後藤 聖憲 委員 2番 竹尾 奈美 委員 3番 藤澤 奈美江 委員 4番 二村 啓二 委員

5番 亀井 伸一郎 委員 6番 首藤 重雄 委員 7番 城野 幸司 委員 8番 赤嶺 雅也 委員

9番 野上 政憲 委員 10番 上野 誠司 委員 11番 中野 定重 委員

農業委員会事務局職員

阿南 哲也 局長 和田 敬生 次長 首藤 英二 主幹

農林振興課職員

高橋 元治 課長代理

付議議案

議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第55号 非農地証明願いについて

議案第56号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴収について

局 長 これより議案について審議をよろしくお願ひいたします。
議長につきましては、白杵市農業委員会 会議規則第7条の規定によりまして、小橋会長にお願ひいたします。

議 長 しばらくの間、議長を務めさせていただきます。議事に先立ち、委員の定足数を局長が報告いたします。

局 長 定足数の報告をいたします。委員総数12名中、本日は全員出席となっております。
よって、白杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので、本日の会議が成立していることを報告いたします。

議 長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私に一任いただけるでしょうか。

－異議なし－

議 長 それでは、議席番号4番 二村 啓二委員と、議席番号8番 赤嶺 雅也委員に議事録署名をお願ひいたします。

議 長 それでは、議案審議に入ります。
議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願ひいたします。

次 長 1ページをご覧ください。
議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。
令和7年12月8日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号1、(畑) 307㎡ 外9筆 合計3,590㎡ については、耕地の拡張を図るため所有権を移転するものです。

番号2、(畑) 185㎡ 外3筆 合計1,082㎡ については、菜園として利用するため所有権を移転するものです。

以上3条申請2件については、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件等の許可要件のすべてを満たすものと考えられます。お手元に配布しております、農地法第3条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。

11月28日に実施しました現地調査において、調査委員2名が判断された農地法第3条第2項の各号であります。これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。

申請地は、次の3ページに掲載していますのでご覧ください。以上、3条申請2件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

二村委員 二村より、11月28日に実施しました議案第53号、農地法3条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は10筆の畑で、長年耕作されず荒れていましたがこれまでに草刈等が行われ、荒廃状態は解消されています。許可後は粟の作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号2の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は4筆の畑で、譲受人の自宅横の2筆は菜園として利用され、その他2筆は草刈等により管理されています。許可後は露地野菜や果樹の作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件について

ては、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3条申請2件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きます、担当推進委員より報告をお願いします。第9地区の佐藤推進委員さん。

佐藤清 第9地区、推進委員の佐藤です。

推進委員 番号1の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は10筆の畑で、これまで荒廃していましたが草刈等が行われています。許可後は、栗の作付けを行うとのこと。特に問題は無いと思われま。

議 長 続きます、第20地区の久原推進委員さん。

久 原 第20地区、推進委員の久原です。

推進委員 番号2の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は4筆の畑で、いずれも譲受人の自宅近くにあります。自宅横の2筆は菜園として利用され、その他2筆は草刈等により管理されています。許可後は露地野菜や果樹の作付けするとのこと。特に問題は無いと思われま。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—質疑なし—

議 長 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これより議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数確認－「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 53 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決

定いたしました。次に、議案第 54 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

次長 4 ページをご覧ください。

議案第 54 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転(賃借権、使用貸借権の設定)するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和 7 年 12 月 8 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号 1、(畑) 206 m² 外 1 筆 合計 269 m² については、所有権を移転し住宅を建築するものです。農地の区分は 3 種農地となります。

以上、5 条申請 1 件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第 5 条申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

申請地は次の 6 ページに掲載していますのでご覧ください。以上、5 条申請 1 件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

首藤委員 首藤より、11 月 28 日に実施しました議案第 54 号、農地法 5 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号 1 の畑については、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。

申請地は 2 筆の畑で、草刈り等により管理されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については 3 種農地になります。

一般基準の③から⑩についても申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。
以上、5条申請1件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、質疑を行います。質疑ございませんか。

— 質疑なし —

議 長 質疑がないようですから、質疑を終わります。これより議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請について採決を行います。
本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数確認 — 「全員挙手」 —

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに
決
定いたしました。次に議案第55号 非農地証明願いについて、事務局より説明をお願いします。

次 長 7ページをご覧ください。

議案第55号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

令和7年12月8日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号1、(畑) 611㎡ の土地については、昭和63年に多目的広場として造成されたものです。チェックリストについては、④の非農地化から20年以上経過した農地となります。

番号2、(田) 548㎡ 外1筆 合計1,033㎡ の土地については、昭和45年に建物及び駐車場として整備されたものです。チェックリストにつ

いては、④の非農地化から20年以上経過した農地となります。

番号3、(畑) 505 m² の土地については、昭和60年頃集会所が建築されたものです。チェックリストについては、④の非農地化から20年以上経過した農地となります。

番号4、(畑) 72 m² の土地については、昭和50年に店舗が増築されたものです。チェックリストについては、④の非農地化から20年以上経過した農地となります。

番号5、(畑) 405 m² の土地については、昭和58年に住宅が建築されたものです。

申請地は次の9ページから10ページにかけて掲載していますのでご覧ください。以上、非農地証明願5件についてご提案申し上げます。

議長 　　ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

赤嶺 　　はい。4番の写真を見せてもらえますか。

委員 　　これは申請者の名前が違いますか。

首藤 　　誤りであります。議案にある名前が正です。

主幹

赤嶺 　　はい。

委員

議長 　　他に質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。
これより議案第 55 号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。
事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第 55 号 非農地証明願いについては、原案どおり承認することに決定いたしました。
次に、議案第 56 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴収について事務局より説明をお願いします。

次 長 11 ページをご覧ください。
議案第 56 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴収について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定により、農用地
利用集積等促進計画案について意見を求められたので提案する。
令和 7 年 12 月 8 日 臼杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

なお、内容につきましては、主管課が農林振興課になりますので、詳細につきましては担当課より説明をしていただきたいと思います。

高 橋 おはようございます。農林振興課の高橋です。
課長代理 別冊の農用地利用集積等促進計画案の 4 ページをお開きください。田 1 筆を貸し付けるものです。
5 ページ目、畑 7 筆、畑 4 筆を貸し付けするものです。
6 ページ目、畑 1 筆を貸し付けするものです。
7 ページ目、畑 1 筆、畑 3 筆、合計 4 筆を貸し付けするものです。
8 ページ目、田 2 筆、田 6 筆、田 4 筆を貸し付けするものです。
9 ページ目、畑 1 筆、畑 4 筆、畑 1 筆、畑 1 筆、畑 1 筆、合計畑 8 筆を貸し付けするものです。
10 ページ目、畑 1 筆を貸し付けするものです。
合計で 38 筆、27,721 m²となります。以上です。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

副会長 はい。この中で新規にしたものと、利用権から移行したのものというのはどうなっていますか。

高 橋 4、5、6 ページの分が今回初めて中間管理を利用するもので、7 ページにつきましては、個人経営から法人経営に変わったということで、中間
課長代理 管理から中間管理なんですけど、借りる方の名義が変わったということで更新になります。8 ページについては、利用権からの変更です。9 ページ
については新規となりまして、10 ページは利用権から中間管理への変更となっております。

副会長 わかりました。

議 長 他に質疑ございませんか。

後 藤 はい。賃借料についてですが、書いていない部分はいくらですか。

委 員

議 長 小作料について載っていない部分はどうなっているかという指摘ですが。

高 橋 金額が載っていない部分については、使用貸借権で貸し借りをしているため、小作料は発生しないということになります。

課長代理

議 長 今度からはその辺もしっかり分かるように書いてください。先ほど副会長が言った、継続か新規かも明記してください。

高 橋 わかりました。

課長代理

議 長 その他よろしいでしょうか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第 56 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴収について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 56 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴収については、原案どおり承認することに決定いたしました。以上で本総会の議案は全て終了いたしました。ありがとうございました。